

上智枝川寮運営取扱要領

制定 令和2年5月1日

改正 2021年（令和3年）5月1日

（目的）

第1条 この取扱要領は、上智枝川寮（以下「枝川寮」という。）での生活において寮生が遵守すべき必要な規則を定め、寮生が安心安全に生活しやすい環境を作ること及び学校法人上智学院経理規程第6条第3項に基づき、枝川寮の寮費の取り扱いについて必要な事項を定め、適正な取り扱いが行われることを目的とする。

2 寮生は、この取扱要領を遵守しなければならない。

（遵守義務）

第2条 寮生は、枝川寮の利用にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）寮内に加え、近隣の広場や公道での長時間滞在、大きな声での会話その他迷惑行為等を慎むこと。
- （2）枝川寮の建物、設備の一切について、現状のまま使用するものとし、入寮許可時に定められた居室（以下「居室」という。居室の設備・備品等を含む。以下同じ。）を第三者に転貸したり、使用させたり、設備・備品等を持ち出したりしないこと。
- （3）寮生（訪問者含む）が事由の如何を問わず枝川寮の建物及び設備等に損害を与えたときは、大学に対して損害を賠償すること。
- （4）政治・宗教活動及び商行為、並びに賭事等の公序良俗に反する行為をしないこと。また、集会、募金活動を実施する場合は、事前に学生センターの許可を得ること。
- （5）ペット（愛玩動物）の飼育をしないこと。
- （6）ストーブ（電気・ガス・灯油式）や電気毛布、電熱器、ガスコンロ等は持ち込まないこと。寮内全域で直火を使用しないこと。また居室内に、クギを打ったり、穴をあけたり、ペンキを塗ったりしないこと。
- （7）居室以外の共用スペースに私物を放置しないこと。
- （8）節電・節水、防犯・防災に心がけること。
- （9）ゴミを出す際は分別した上で、所定のゴミ置き場に捨てること。
- （10）訪問者との面会は談話コーナーで行うこと（原則午前7時～午後10時）。訪問者に居室への入室及び宿泊をさせないこと。ただし、事前に寮管理人（以下「管理人」という。）から、引越し手伝い等を理由とする二親等以内の親族（原則として男性に限る）の入室許可を得た場合は、この限りではない。
- （11）第21条に定める管理人等による居室の立ち入りを拒否しないこと。
- （12）その他本学が定めるところに従うこと。

（入寮資格）

第3条 入寮資格は本学学部及び大学院に在籍する次に掲げる学生等とする。

- （1）正規生
- （2）交換留学生、ノンディグリー生及び研究生
- （3）その他学生センター長が認めた者

（入寮申請）

第4条 入寮の申込は、本学ホームページに掲載されている募集要項に従い、指定された期間中のみ行う。

（入寮許可）

第5条 入寮の許可は、選考を経て学生センター長が行う。

- 2 入寮者の居室は、学生センター長が指定し、寮生が居室を希望又は指定することはできない。
- 3 寮の運営管理上必要と認められる場合には、入寮後に学生センター長は居室の移動を命じることができる。

（入寮手続き）

第6条 入寮を許可された者は、所定の入寮手続きを行うとともに、第13条に定める寮費を納入するものとする。

（入寮期間）

第7条 入寮期間は2年を超えないものとし、原則として、第8条第1項に定める入寮日から第2項に定める退寮日までとする。ただし、学生センター長が特別に認める場合には、入寮期間を更新できるものとする。

- 2 前項に定める入寮期間の更新基準については、別に定める。
- 3 入寮期間の更新手続きは定められた期間のみ受け付ける。

(入寮日及び退寮日)

第8条 入寮期間開始時の入寮日については、春学期は4月、秋学期は9月(詳細は年度ごとに学生センター長が定める。)とする。

2 入寮期間満了時の退寮日については、春学期は9月10日、秋学期は3月20日とする。

3 前二項にかかわらず、学生センター長は入寮日及び退寮日を指定することができる。

(入寮許可の取消)

第9条 学生センター長は、入寮を許可された者が次の各号のいずれかに該当するとき、入寮の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由なくして、所定の期日までに入寮しないとき

(2) 入寮申請時に提出した書類に、重大な虚偽の記載があることが判明したとき

(3) 入寮手続きの際に定められた期日までに入寮費を納入しないとき

(退寮)

第10条 寮生が退寮する時は、居室、備品等の現況を、管理人立会いの下双方の確認のうえ引き渡しを行う。

2 居室及び備品に汚損、破損、紛失等があった場合、その損害額は退寮者が負担するものとし、本学はこれを保証金から控除することができる。

3 退寮者が退寮後、寮内に残したものがあつた場合、その残置物の権利を放置したものと見なし、処分されることを承諾するものとする。また、処分に要した費用は退寮者に請求される。

4 寮生は、退寮に際し、本学に対して、居室及び造作設備について支出した諸費用の償還請求又は移転料、立退料、権利金等一切の金銭請求をすることはできず、居室内に寮生の費用を持って設置した造作設備の買い取りを請求することはできない。

(退寮手続き)

第11条 寮生は第8条第2項に定める入寮期間の満了日(学生センター長が退寮日を指定している場合は当該日)までに退寮しなければならない。

2 寮生が、入寮期間内に途中退寮を希望する場合、退寮の一ヶ月前までに管理人に対して指定された書類を提出するものとする。この書類の提出なく退寮を行う場合、退寮月の寮費及び管理費のほか、翌一ヶ月分の寮費及び管理費を支払うものとする。なお、退寮日が月の途中であつても寮費の日割り計算は行わず、退寮月分の寮費及び管理費全額を支払うものとする。

(退寮処分)

第12条 学生センター長が、入寮期間中、寮生が次の行為を行つたと判断した場合、退寮処分となる。

(1) 第2条に規定する遵守義務のほか上智枝川寮運営取扱要領に違反したとき。

(2) 寮内の共同生活の秩序や風紀を著しく乱す行為・言動をしたとき。

(3) 病気その他保健衛生上の事由により、寮内での共同生活に適さないとき。

(4) 寮の管理・運営に重大な支障がある行為をしたとき。

(5) 寮内、寮外に限らず、違法行為を行つたとき。

(6) 学則による処分を受けたとき。

(7) 公序良俗に反する行為をしたとき。

(8) 寮生として相応しくない行為をしたとき。

(9) 入寮費、保証金や月々の寮費について連続して3ヶ月以上支払いが滞つた場合。

(10) 寮内の施設及び設備・備品等に故意又は過失による損害があつた場合で、その損害を賠償する義務を履行しないとき。

(11) 入寮資格を失つたとき。

2 寮生は、前項による退寮処分を受けた場合は、その日から起算して2週間以内に枝川寮から退寮しなければならない。

(寮費)

第13条 寮費は、入寮費、保証金、家賃及び管理費をいい、その額は別表1に定めるとおりとする。

(入寮費)

第14条 入寮費は初回入寮時に納入する。

2 入寮費はいかなる場合でも返還しない。

(保証金)

第15条 保証金は、入寮時に大学に寄託(無利子)し、退寮した月の翌々月末に退寮者が枝川寮に関し本学に対して負担する一切の債務を差し引いた残額を返還する。

(家賃)

第16条 家賃は居室の室料とする。

(管理費)

第17条 管理費は一般管理費、衛生費、設備維持費並びに共同施設等の清掃費及び水道光熱費の費用とす

る。

(寮費の支払い)

第18条 寮生は翌月分の寮費を前月27日までに支払うものとする。新たに入寮する寮生は、入寮費、保証金並びに1ヶ月分の家賃及び管理費を入寮手続きの際に定められた期日までに納入する。

2 寮費は、日割等の割引料金は設けない。

(枝川寮寮費補助制度)

第19条 経済的に困窮している枝川寮の入寮希望者を対象に枝川寮寮費補助制度を設ける。

2 学生センター長は、カトリック高等学校対象特別入試、推薦入試(指定校制及び公募制)、教育提携校特別推薦入試(静岡サレジオ高等学校及び上智福岡高等学校)、イエズス会高校特別推薦入試(栄光学園高等学校、六甲学院高等学校及び広島学院高等学校)及び上海日本人学校高等部推薦入試の新入生奨学金出願者のうち、枝川寮入寮を希望し、かつ所得基準が新入生奨学金の採用基準に達している者の中から毎年度2名を限度として枝川寮寮費補助学生(以下「寮費補助学生」という。)を選考し決定する。

3 寮費補助学生は、次の役割を担うものとする。

(1) 寮運営の補助

(2) 寮文化の育成に資する催物(懇親会等)の各種企画及び実施

(3) オリエンテーション等、新規入寮者の受入業務補助

(4) 啓蒙、情宣活動(共有施設の衛生維持の呼びかけ、防火・防災の安全管理に関する啓発等)

(5) その他、寮生活の円滑な運営に必要な事項

4 寮費補助学生の寮費は別表2に定めるとおりとする。

5 寮費補助学生は、入寮期間更新に際して所得に関する書類を学生センター長に提出し、資格審査を行う。選考及び資格審査の方法については、別に定める。

6 寮費補助学生が、上智枝川寮運営取扱要領その他の寮内諸規則及び入寮時の誓約事項に反する行為をした場合、学生センター長はその資格を取り消す。

7 寮費補助学生の資格を喪失した場合、資格喪失の翌月から、寮費は別表1に定める額を適用する。

(運営体制)

第20条 寮内の運営業務は、次の各号に定める時間の区分に応じて、当該各号に定める者が行う。

(1) 午前7時～午後9時 管理人

(2) 午後9時～午前7時 夜間警備員

(居室の指定等)

第21条 寮生の居室は学生センター長が指定する。

2 寮生は、居室内の整備点検、防火、衛生、施設の保全等のため、一時的に居室の変更や管理人又は夜間警備員(以下「管理人等」という。)が入室する必要が生じた場合、管理人等の指示に従わなければならない。

3 管理人等は、緊急時、居室内で急を要する作業を行う等、必要だと判断した場合には、寮生の事前の了承なしに入室することができる。

(施設・設備の利用)

第22条 寮生は1階コミュニティールーム(談話室)を午前7時から午後10時まで利用することができる。ただし、私物の放置は厳禁とする。

2 学生センター長は、コミュニティールームの利用マナーが著しく悪いと認めた場合、利用を停止することができる。

(禁煙)

第23条 枝川寮は全館禁煙とし、寮生は次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 寮敷地内や周辺の路上で喫煙すること。

(2) 近隣の迷惑になるような喫煙行為を行うこと。

(門限)

第24条 門限は午前1時とする。午前1時から午前5時までは原則外出は禁止とする。やむを得ず外出する際は、事前に管理人の許可を得なければならない。

(外泊)

第25条 外泊をする場合は、所定用紙により事前に管理人に届け出なければならない。

(車輛について)

第26条 自動車・自動二輪車(原付含)の寮周辺、近隣の道路、寮敷地内の駐車、駐輪は禁止とする。自転車用駐輪場の利用を希望する者は、事前に管理人に申し出て登録手続を行わなければならない。

(届出及び損害賠償)

第27条 寮生は、枝川寮の施設及び設備・備品等を破壊若しくは破損し、又は紛失した場合、速やかに、その旨を届け出るものとする。

2 寮生は、故意又は過失により、前項に規定する破壊若しくは破損、又は紛失により損害を生じさせた場

合、その損害を賠償するものとする。

附 則

この取扱要領は、2020年（令和2年）5月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、2021年（令和3年）5月1日から改正、施行し、2021年（令和3年）4月1日から適用する。

[別表1 枝川寮寮費]

費 目	金 額	備 考
入寮費	63,000円	初回入寮時のみ
保証金	63,000円	初回入寮時のみ
家賃	63,000円	月額
管理費	7,000円	月額

[別表2 枝川寮寮費補助学生寮費]

費 目	金 額	備 考
入寮費	—	免除
保証金	63,000円	入寮時のみ
家賃	33,000円	月額
管理費	7,000円	月額